

まさか!?

# の事故は、ライフパートナーαがしっかりサポート!

家財の補償はもちろん、火災事故などによる貸主さんへの損害賠償や、日常生活での損害賠償、火災事故などをおこされた際、隣人の所有物を滅失させた場合のお見舞い費用などをお支払いします。



例えば、こんな事故の際にお支払いします。

こんな出費もお支払いします。

## 家財のワイド補償

<b>1 火災</b> 	<b>2 破裂・爆発</b> 	<b>3 落雷</b> 	<b>4 建物外部からの物体の落下、衝突など</b> 
<b>5 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ</b> 	<b>6 集団行動にともなう破壊行為</b> 	<b>7 風災・ひょう災・雪災</b> 	<b>8 盗難(※)</b> 
<b>9 水災</b> 	<b>10 不測かつ突発的な事故(①～⑧に該当する事故を除きます。)</b> 自己負担額 1万円 	<b>11 お引越中の家財の補償</b> (※) 通貨の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は200万円が限度となります。貴金属・宝石等(明記が必要です。)は、1個または1組ごと100万円が限度となります。 	

さらに

## 費用保険金

<b>14 修理費用</b> 事故により借りている戸室や建物に損害を被り、貸主さんとの賃貸借契約に基づき、自己の費用で修理した修繕費用をお支払いします。(100万円またはご契約金額の20%のいずれか低い額を限度。自己負担額3,000円) 	<b>15 臨時費用</b> 事故の際の臨時の出費にあてていただく費用です。(損害保険金の30%をお支払いします。100万円を限度。) 	<b>16 残存物取片づけ費用</b> 事故のあとの残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払いします。(損害保険金の10%を限度。) 
<b>17 損害防止費用</b> 損害防止、軽減のために支出した有益な費用(消火剤の費用など)を実費でお支払いします。 	<b>18 失火見舞費用</b> 火災、破裂・爆発で他人の所有物に損害を与えた場合、他人への見舞金の費用をお支払いします。(被災1世帯あたり20万円。1事故につきご契約金額の20%を限度。) 	<b>19 地震火災費用</b> 地震・噴火による火災で、家財が全焼となった場合または家財を収容する建物が半焼以上となった場合。(ご契約金額の5%をお支払いします。300万円を限度) 

ワンポイントアドバイス  
**地震保険もご契約ください。**

ライフパートナーαだけでは地震による損害はお支払いできません。別途、「地震保険」をご契約ください。

上記諸費用お支払い早見表

	1 火災	2 破裂・爆発	3 落雷	4 物体の衝突	5 水ぬれ	6 集団行動	7 風・ひょう・雪災	8 盗難	9 水災	10 不測かつ突発的な事故
14 修理費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 臨時費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 残存物取片づけ費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 損害防止費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 失火見舞費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 地震火災費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑮～⑲は、家財の事故で保険金をお支払いした場合にお支払いの対象となります。  
 ⑲は地震を原因とする場合に限りです。

**重要** 保険金をご契約金額(※1)を限度に実際の損害額(再調達価額:※2)をお支払いします。

また、宝石等の明記物件では時価額(※3)をお支払いの基準とします。  
 (※1) ご契約金額(保険金額をいいます。)は、保険価額(再調達価額)に過不足なくご契約いただくことをお勧めします。  
 (※2) 再調達価額:ご契約の対象を新たに購入するために必要な金額をいいます。  
 (※3) 時価額:再調達価額から使用による損耗を控除した金額をいいます。  
 (注) なお、修理ができる場合はご契約金額(※1)を限度に修理の費用をお支払いします。

**損害賠償事故の補償** 下記⑫、⑬の事故の際、示談交渉のご協力をいたします。

<b>⑫ 貸主さんへの賠償事故を補償</b> 万一、失火、破裂・爆発事故、給排水設備の事故による水ぬれ、盗難、その他不測かつ突発的な事故により借用戸室に損害を与え、法律上貸主さんに賠償しなければならぬとき、損害賠償金をお支払いします。 ガス燃焼で、天板を破損させた 	<b>⑬ 日常生活での賠償事故を補償</b> 日常生活において他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合、損害賠償金をお支払いします。 ベランダより、植木鉢を落とし、通行人にケガをさせた。 
--	--

## ご注意 特徴

- この保険は住居のみに使用される借用建物内収容の家財専用です。
- 家財のうち1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属・宝石・美術品などや設計書・証書などは、申込書にご明記ください。(明記物件)
- 不測かつ突発的な事故の対象とならない家財があります。
- 万一、事故があっても保険金をお支払いしてもご契約金額(保険金額)は減額しません。保険期間の終了までご契約は有効です。

## 地震保険ではこんな場合にお支払いします。

地震で建物が倒壊し、家財が壊れた。	地震で火災が起こり家財が焼けた。
-------------------	------------------

ライフパートナーα(賃貸住宅総合保険)には、ご希望のない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。地震保険は、地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災、倒壊、流失によって家財が次の損害を受けた場合に保険金をお支払いします。したがって、一部損に至らない場合には、保険金をお支払いできません。

損害の程度	お支払保険金額
全損	地震保険金額100%(時価額が限度)
半損	地震保険金額 50%(時価額の50%が限度)
一部損	地震保険金額 5%(時価額の5%が限度)

- 地震保険のご契約金額は、ライフパートナーαのご契約金額の30%～50%相当額の範囲内でお決めください。ただし、他の地震保険契約と合算して家財1,000万円を限度とします。
- ライフパートナーαでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする爆発、埋没、流失による損害だけでなく、地震などによる火災(延焼・拡大も含みます)の損害や、火元の発生原因を問わず地震などで延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。
- 大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合は、当該地域に所在するご契約の対象について新規・増額のお引き受けはできません。